



報道発表資料の配付日時 12月3日（金）15時00分

| | | | |
|------------------|--|------|--|
| 発表項目 （行事名） | 産業廃棄物収集運搬業の許可取消しについて | | |
| 記者レクチャー のお知らせ | (実施日時) | 発表者 | |
| | | 発表場所 | |
| 概要 | <p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第14条の3の2の規定により、次のとおり不利益処分を行いましたのでお知らせします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 被処分者 (1) 所在地 札幌市厚別区厚別北二条二丁目6番3号 (2) 名称及び代表者 拓矢実業株式会社 代表取締役 合田 靖弘</p> <p>2 処分年月日 令和3年(2021年)12月3日（金）</p> <p>3 処分の内容 産業廃棄物収集運搬業の許可取消し</p> <p>4 処分の対象となる許可 (1) 許可年月日 平成28年(2016年)11月16日 (2) 有効年月日 令和3年(2021年)11月15日 (3) 許可番号 第00100012919号 (4) 事業の範囲 汚泥、廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物を含む。）、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物を含む。）、鋳さい、がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む。）。積替保管なし。</p> <p>5 処分の理由 被処分者の役員が、法第7条第5項第4号ニ（法第16条の2（焼却禁止）違反で罰金刑が確定）に該当し、被処分者は、法第14条第5項第2号ニ（欠格要件）に該当するに至った。 このことにより、知事は、法第14条の3の2第1項第2号の規定で、許可を取り消さなければならないため。</p> | | |
| 参考 | <p>本件の内容は、北海道環境生活部環境局循環型社会推進課のホームページ（アドレス https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/jss/sanpai_1/syobun_kouhyou/jyoukyou3.html）上で、処分を行った日から5年間、処分等の概要（処分の対象者含む）について、公表することとしております。</p> | | |

| | |
|-------------------------|-----------------|
| 報道（取材） に当たって のお願い | |
| 他のクラブ との関係 | 同時配付（場所）道政記者クラブ |

| | |
|-------------|--|
| 担当 （連絡先） | 保健環境部環境生活課（担当者：主幹 吉岡 憲房） TEL ダイヤルイン 011-204-5823（内線 34-352） |
|-------------|--|